

男川浄水場更新事業  
落札者決定基準に関する質問への回答

平成 24 年 5 月 28 日

岡崎市水道局

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答
		頁	項						
1	落札者決定基準	2	2	(2)	イ		加點審査	加點審査の結果は各応募グループの全ての項目が公表されますか？	加點審査の公表の程度は今後検討致します。
2	落札者決定基準	2	2	(2)	イ		加點審査	加點審査は、相対評価ではなく絶対評価で行われると理解してよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。
3	落札者決定基準	3	2	(3)			【提案審査の流れ】	予定価格は、入札説明書に記載の予定価格の総額であり、提案する施設整備費または維持管理費が参考価格の各々を上回っている場合でも失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	提案価格が予定価格を上回っていない場合は失格にはなりません。
4	落札者決定基準	4	3	(1)			基礎審査	「提案内容が、要求水準書に示す業務内容を網羅し」とありますが、様式 -4の誓約書を提出することによって、入札参加者は要求水準の達成を誓約することになります。従って、枚数の限られる各様式には、記載指示に応じて提案を記載すればよく、要求水準書記載業務の全ての項目に言及していなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。	提案内容について、要求水準を満たしていること、要求水準より優れている点がよくわかるように工夫して記載して下さい。
5	落札者決定基準	4	3	(1)			基礎審査	施設整備業務における施設の必要費用の計上を証明するための書類・書式の条件をご指示ください。	必要費用の計上を証明するための書類は不要です。
6	落札者決定基準	4	3	(1)			基礎審査	「計画された施設の必要な費用が、計上されていること。」とありますが、例えば、各工種毎に最低制限価格が設定されているのでしょうか。それとも、提案内容を詳細までチェックするのでしょうか。もし、詳細までチェックする場合は、対象となる様式名や項目等を可能な範囲で具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段については、最低制限価格は工種ごとも含めて設定はありません。後段については、様式集様式 - 7、8の内容についてチェックします。
7	落札者決定基準	4	3	(1)			基礎審査	基礎審査にて基礎的事項を充足していない箇所があった場合は、即、失格となるのでしょうか。それとも、提案書説明やヒアリングなど、非充足部分の補正の機会が与えられるのでしょうか。	基礎審査にて基礎的事項を充足していない箇所があった場合は、原則、失格になります。ただし、軽微な記載の誤り等についてはその内容により失格とするかを判断致します。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答
		頁	項						
8	落札者決定基準	4	3	(1)			基礎審査	基礎審査で失格となった場合、その失格理由の詳細は当該事業者のみに通知されるのでしょうか。それとも、ホームページ等に公表されるのでしょうか。	失格事由は当該事業者のみに通知で行います。
9	落札者決定基準	4	3	(1)			基礎審査	表1基礎的事項の審査基準に「・各出資者の出資比率が10%以上であること。」とありますが、事業者の構成員以外で出資のみを希望する企業がいた場合にも、出資比率は10%以上とする必要がありますでしょうか。様々な民間資金の有効活用促進を目的に、事業者の構成員以外の出資者については条件の緩和を検討願えませんでしょうか。	出資する場合の出資後の比率は必ず10%以上として下さい。10%未満の出資は認めません。
10	落札者決定基準	4	3	(1)			資金・事業収支計画	事業費の算出根拠について様式 - 7 - Bには枚数制限がありません。どこまでの明細を必要としていますか？	ページ数に規定はありません。一般的な明細書レベルを想定していますが、可能な限り詳細について記載してください
11	落札者決定基準	4	3	(1)			施設整備業務	実施体制が明示されていることとありますが、実施体制とは具体的にどのような内容を指していますか？	様式集様式 - 1 ~ - 3をご参照下さい。
12	落札者決定基準	5	3	(2)			加点審査	表2「定性的事項の評価項目と配点」における各項目の算定は、右欄に明記されている様式の書類のみで行われるのでしょうか。	提出される提案書全てが審査対象です。
13	落札者決定基準	5	3	(2)			加点審査	表2「定性的事項の評価項目と配点」について、評価項目に対応する様式の記載がございましたが、当該様式のみが審査対象となると理解してよろしいでしょうか。	提出される提案書全てが審査対象です。
14	落札者決定基準	5	3	(2)			加点審査	表2(1)-2 アに「構成員、協力会社の役割分担の適切さ及び明確さ、市との連絡体制、配置人員を評価する」とありますが、評価の対象となるのは協力会社ではなく協力企業ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正致します。
15	落札者決定基準	5	3	(2)			同類事業の実績	「(1)-3同類事業の実績を評価する」とありますが、評価内容は、箇所数、業務内容、規模などが考えられます。評価対象の基準はあるのでしょうか。	実績については実績数と実績の内容を総合的に評価します。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答
		頁	項						
16	落札者決定基準	5	3	(2)			加點審査	前回の要求水準書(案)に関する質問・回答No.46に「予定スケジュールを前倒しする提案をした場合は、加點評価対象とします。」とありますが、表2「定性的事項の評価項目と配点」のどの項目に該当するのかご教示ください。	「(2)-3-6建設業務(その他)」にて評価します。
17	落札者決定基準	5	3	(2)			加點審査	表2「定性的事項の評価項目と配点」の様式No.欄に記載のない様式は、加點審査では評価されないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、それらの様式は、主に基礎審査で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	提出される提案書全てが審査対象です。
18	落札者決定基準	5	3	(2)			加點審査	表2「定性的事項の評価項目と配点」で、施設整備業務が52点、維持管理業務が31点と予定価格の内訳(参考価格)比率と大きく異なりますので、維持管理業務に金額を多めに充当してより良い提案を行い、点数獲得を狙う選択も有力かと思料いたしますが、提案維持管理費が、内訳(参考価格)維持管理費の2倍以上など大幅に乖離した場合でも、失格や減点等はなく、公平に評価、審査されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案価格が予定価格を上回っていない場合は失格にはなりません。
19	落札者決定基準	5	3	(2)	(1)	(1) -3	ア 同類事業の実績	「実績(含むPFI事業及びDBO事業)を評価する。」とカッコ書きで「PFI事業及びDBO事業」が明記されているため、資格要件として求められる実績は、公設公営よりPFI及びDBO事業の方が、高い評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	実績がPFI及びDBOであることをもって高く評価するわけではありません。
20	落札者決定基準	6	(2)	(2)			建設業務(実施体制、施工計画)	「提案された施工計画に対して必要な費用は計上されているか評価する。」とありますが、例えば沈下対策やひび割れ対策で提案した対応項目ごとに費用計上する、という意味でしょうか。	様式集様式 -7、8に可能な範囲で具体的に記入してください。
21	落札者決定基準	6	3	(2)			建設業務(実施体制、施工計画)	「公共工事発生残土の有効利用を評価する。」とありますが、残土量については未確定要素がありますが、提案する計画量の保証は必要でしょうか。	保証は不要です。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答	
		頁	項							
22	落札者決定基準	6	3	(2)	(2)	(2) -3-3	ア	建設業務	「排水処理施設の確実性」とありますが、高濁度期を想定するなど、脱水機等の余裕率の設定や実験に基づく装置の設計により、提案内容の具体性が上がるとの理解でよろしいでしょうか。	一例としては、ご理解のとおりです。
23	落札者決定基準	6	3	(2)	(2)	(2) -3-3	ア	建設業務	「返送水の安全性確保」とありますが、要求水準に即した「マンガン処理施設」の設置により、提案内容の具体性が上がるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準と同程度の提案では、加点評価とはなりません。
24	落札者決定基準	6	3	(2)	(2)	(3)	1	加点審査 搬入路計画	搬入路計画は、「効率的で有効な計画が評価する」とありますが、要求水準書に示す工事搬入道路（案）が最も効率的で有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	本市が想定した効率的な搬入道路は案に示したとおりですが、事業者にてその他周辺に配慮した計画をご提案ください。
25	落札者決定基準	6	3	(2)	(2)	(3)	1	加点審査 搬入路計画	評価基準に「効率的で有効な計画が評価する」とありますが、ゴルフ場前の進入路を活用するルートが効率的であると考えられます。しかしながら、要求水準書添付資料1男川浄水場更新用地位位置図に明示されている「工事用搬入道路（案）」は別ルートを示されています。何故この（案）ルートを示されているのか貴市の意図をご教示願います。	本市が想定した効率的な搬入道路は案に示したとおりです。地域周辺への配慮と安全性の確保、工事車両の優先的通行を考慮しました。
26	落札者決定基準	6	3	(2)	(2)	(2) -3-3	ア	建設業務	将来計画の生物処理についての評価項目がありませんが、将来用生物処理方式は、いかなる方式であっても評価されないということでしょうか。（設置スペースを確保しておくだけで良いということでしょうか）	ご理解のとおりです。
27	落札者決定基準	6	3	(2)	(2)	(2) -3-1	ア	建設業務（実施 体制・施工計画）	「提案された施工計画に対して必要な費用の計上」について、どこまでの内訳明細を【様式 -7】【様式 -8】に記載する必要がありますか。明細の粗い／細かいで評価が変わるのであれば、一定の目安を設けて頂きたい。	明細の粗い／細かいで評価が変わるのではなく、提案内容により判断します。費用の積上げに必要な費目を適宜追加してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答
		頁	項						
28	落札者決定基準	7	(2)	(2)	-	3-4	建設業務(省エネルギー、環境保全に配慮した施設計画)	「設備の動力から発生する二酸化炭素排出量を評価する。」とありますが、排出量の算定方法をお示しください。	電気使用量から換算します。環境省平成24年1月発表の「平成22年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について(お知らせ)」の中部電力調整後排出係数0.000341t-co2/kwhをご使用下さい。
29	落札者決定基準	7	3	(2)	(2)	(2) -3- 4	ア 建設業務	「脱水ケーキの有効利用を実現するための設備計画の工夫」とは、例えば、有効利用しやすくするための破砕機等の補助設備の提案との理解でよろしいでしょうか。	記載された内容は一例と考えます。
30	落札者決定基準	7	3	(2)	(2)	(2) -3- 4	ア 建設業務	様式 - 9に「脱水ケーキの有効利用提案とその設備について記載」とありますが、この有効利用提案とは、有効利用業務の提案ではなく、例えば、脱水ケーキに対して工夫を施し有効利用用途の幅を広げようとする提案で、その提案内容が当該評価の対象との理解でよろしいでしょうか。	記載された内容は一例と考えます。
31	落札者決定基準	7	3	(2)	(3)	(3) -1- 1	ア 保守点検業務	浄水場運転管理業務に従事する、貴市運転員の構成、昼夜間の体制及び配置人員数をご教示ください。	現在の男川浄水場では、昼間4人、夜間2人です。
32	落札者決定基準	8	3	(2)			保守点検業務(実施体制)	「維持管理の実績を評価する」とあります。評価の基準は、決まっているのでしょうか。(業務内容、業務数など)	実績については実績数と実績の内容を総合的に評価します。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答		
		頁	項								
33	落札者決定基準	9	3	(2)	表2	(3)	(3) -6	脱水ケーキ有効利用業務	脱水ケーキ有効利用業務は任意提案とされておりませんので、提案しない場合は、加点審査の得点はないもの(=0点)と考えます。一方、提案しない場合は、サービス対価Bに当該業務に要する費用は含まれないため、提案する場合と比べて、当該費用分の入札価格を下げられることとなります。例えば、提案した場合としない場合の加点審査の得点が、両者共に0点、当該業務以外の費用(サービス対価)が同額だと仮定すると、提案しない方(=入札価格の低い方)が高い総合得点となってしまいます。従って、当該業務が評価対象となる以上、提案した場合は、提案しない場合と同じ結果になるDの評価(加点審査の得点=0点)を受けることはなく、A~Cの評価が受けられると理解してよろしいでしょうか。	脱水ケーキ有効利用業務を提案しない場合は加点しません。ただし、提案しない場合は、要求水準書どおりに排水処理施設の建設、運転、維持管理を行うこととなります。よって、これらに要する費用は提案の有無に関わらず計上しなければなりません。	
34	落札者決定基準	9	3	(2)	(3)	(3)	-6	ア	脱水ケーキ有効利用業務	「有効利用の確実性」とありますが、様式 - 42「受入表明書」が複数ある場合、確実性の観点で高い評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	有効利用については、確実性や継続性を総合的に評価します。加点審査の内容については回答致しません。
35	落札者決定基準	9	3	(2)	(3)	(3)	-6	ア	脱水ケーキ有効利用業務	様式 - 19に「確約書及び表明書などを提出」とありますが、「表明書」より「確約書」の方が、確実性の観点で高い評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	有効利用については、確実性や継続性を総合的に評価します。加点審査の内容については回答致しません。
36	落札者決定基準	9	3	(2)	(3)	(3)	-6	ア	脱水ケーキ有効利用業務	「有効利用の確実性」とありますが、有効利用の「用途」が複数ある場合、確実性の観点で高い評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	有効利用については、確実性や継続性を総合的に評価します。加点審査の内容については回答致しません。
37	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5)	-3	ア	地域経済への配慮	地域経済への配慮をA~Dの評価区分する際の、各項目における具体的な数値(金額や人数)をご教示願います。	地域経済への配慮については、提案内容を総合的に判断致します。加点審査の内容については回答致しません。
38	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5)	-3	ア	地域経済への配慮	「地元企業への発注額を評価する。」とあります。提案する発注額は保証値と位置づけられるのでしょうか。	保証値ではありませんが、提案内容は、原則、遵守して頂きます。提案書は要求水準と同等の取扱いとなります。
39	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5)	-3	ア	地域経済への配慮	「地元から調達する資材等の金額を評価する。」とあります。提案する金額は保証値と位置づけられるのでしょうか。	保証値ではありませんが、提案内容は、原則、遵守して頂きます。提案書は要求水準と同等の取扱いとなります。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答	
		頁	項							
40	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	「地元企業の事業への参画程度（SPCに構成員として参画、SPCに協力企業として参画、下請け会社として参画）」とありますが、評価の優劣はカッコ書きの記載順との理解でよろしいでしょうか。その場合、その優劣順は参画数や金額等で逆転することはない（例：協力企業5社より構成員1社が上位）との理解でよろしいでしょうか。	地域経済への配慮については、提案内容を総合的に判断致します。 加点審査の内容については回答致しません。
41	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	「地元企業の事業への参画程度（SPCに構成員として参画、SPCに協力企業として参画、下請け会社として参画）」とありますが、SPCに出資のみを行う地元企業は、評価の対象外との理解でよろしいでしょうか。	地域経済への配慮については、提案内容を総合的に判断致します。 加点審査の内容については回答致しません。
42	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	「地元企業への発注額」とありますが、地元企業との協定書や表明書などの添付は必須ではなく、自己申告で良いとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、添付した方が高い評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、提案内容を総合的に判断致します。 加点審査の内容については回答致しません。
43	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	「地元からの新規雇用」とありますが、地元企業による雇用のみが対象でしょうか。それとも、地元企業以外による雇用も評価の対象となるのでしょうか。	地元からの新規雇用を確保するためのものであり、雇用主を限定するものではありません。
44	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	「発注額」「新規雇用」「調達する資材等の金額」について、実行時に提案時の内容と乖離があった場合のペナルティ等の設定は何かありますでしょうか。	提案書は要求水準と同等の取扱いとなります。提案内容は、原則、遵守して頂きます。
45	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -1	ア	その他評価項目	「機器類の事故対策として、監視制御設備の信頼性について・・・」とありますが、設問の趣旨は 監視制御設備自体の故障時対策 プラント設備機器に故障が生じた際の、監視制御装置の機能性 や信頼性 上記いずれか、あるいはまた違った趣旨なのでしょうか。	、及び設備のメンテナンス性など、様式集に記載された内容からご判断ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	落札者決定基準の質問	回答	
		頁	項							
46	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	地元企業の事業への参画程度（SPCに構成員として参画、協力企業として参画、下請け会社として参画）を評価するとあります。各参画程度により評価点が異なるのでしょうか？また、評価にあたり各参画程度の評価点はありますか？	地域経済への配慮については、提案内容を総合的に判断致します。 加点審査の内容については回答致しません。
47	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	地元企業への発注額を評価するとの記述がありますが、その地元企業へはどの様に確認をとられますか？	必要に応じて書類等で確認を致します。提案内容は、原則、遵守して頂きます。提案書は要求水準と同等の取扱いとなります。
48	落札者決定基準	10	3	(2)	(5)	(5) -3	ア	地域経済への配慮	地元から調達する資材等の金額を評価するとありますが、岡崎市内における支店、営業所も含まれますか？	地域経済への配慮における評価対象は、本市内に本店を有する場合です。
49	落札者決定基準	11	3	(2)				表3 算定方法	表3「定性的事項における評価区分と算定方法」について、実際に点数を計算する際は、5人の審査委員の方々が各々評価し、それらの平均値が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準の記載よりも詳しい内容については、変更等を除いて落札者決定まで公表は予定していません。
50	落札者決定基準	11	3	(2)				表3 算定方法	表3「定性的事項における評価区分と算定方法」の「評価の意味合い」より、評価は相対評価ではなく絶対評価で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。
51	落札者決定基準	11	3	(3)				総合評価と最優秀提案者の選定	総合得点の計算式が記載されていますが、入札価格についての評価は行わないのでしょうか。一般的に総合評価方式の場合は、提案点と価格点の合計を総合得点として算出します。本計算式で行う理由についてご教示下さい。	現在の計算式において入札価格についても評価されると考えます。